③　鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設等において電気需要平準化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

⑵　蓄電池及び蓄熱システムの活用

鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設等において蓄電池（非常用のものを除く。以下同じ。）及び蓄熱システムの導入、更新又は適切な活用を検討すること。この場合において、駅施設等においては、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に系統からの電気を使用して得られる電気及び熱を電気需要平準化時間帯に使用することも、駅施設等における電気を使用する時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

2　電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換

鉄道により貨物の輸送を行う電気使用貨物輸送事業者は、駅施設等においてコージェネレーション設備又は電気需要平準化に資する空気調和設備の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

3　その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置

電気需要平準化時間帯において、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成十八年経済産業省国土交通省告示第七号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要平準化の促進に努めること。

○国土交通省告示第三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六十六条第二項の規定に基づき、旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年一月十七日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針

電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者（以下「電気使用旅客輸送事業者」という。）は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化（以下「電気需要平準化」という。）に資する措置の実施を図るものとする。

電気需要平準化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第５条第２項で指定する電気需要平準化時間帯は、７月１日から９月30日までの８時から22時まで、及び12月１日から３月31日までの８時から22時までとする。

電気使用旅客輸送事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で１から３までに掲げる旅客の輸送に係る電気需要平準化に資する措置の適切かつ有効な実施に努めるものとする。

電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講じるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとする。

また、旅客の輸送に係る電気需要平準化に資する措置として、１から３までに掲げる措置以外の措置の実施を図る場合においても、運行本数の間引き、輸送時間の変更等の旅客の利便性及び快適性を損なう措置は含まないことに留意するものとする。

なお、電気使用旅客輸送事業者が電気需要平準化に資する措置を実施するに当たっては、労働環境の悪化や従業員への負担の増加につながらないよう、十分留意するものとする。

1　電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する輸送用機械器具等を使用する時間の変更

⑴　電気を消費する輸送用機械器具及び民生用機械器具の使用時間の変更

①　充電を要する電気を使用するバス又はタクシーを用いて旅客を輸送する場合には、電気需要平準化時間帯における当該バス又はタクシーの充電を軽減するため、当該バス又はタクシーを使用する電気使用旅客輸送事業者は、充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更を検討すること。この場合において、電気を使用するバス又はタクシーの充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯に変更することも、電気を消費する輸送用機械器具の使用時間の変更に準ずるものとして位置づけ、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

②　鉄道により旅客の輸送を行う電気使用旅客輸送事業者は、駅施設等において電気需要平準化に資する運転が可能な自動販売機等の民生用機械器具の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

⑵　蓄電池及び蓄熱システムの活用

鉄道により旅客の輸送を行う電気使用旅客輸送事業者は、駅施設等において蓄電池（非常用のものを除く。以下同じ。）及び蓄熱システムの導入、更新又は適切な活用を検討すること。この場合において、駅施設等においては、蓄電池及び蓄熱システムを活用し、電気需要平準化時間帯以外の時間帯に系統からの電気を使用して得られる電気及び熱を電気需要平準化時間帯に使用することも、駅施設等における電気を使用する時間の変更に準ずるものとして位置付け、電気需要平準化に資する措置として実施することとする。

2　電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換

鉄道により旅客の輸送を行う電気使用旅客輸送事業者は、駅施設等においてコージェネレーション設備又は電気需要平準化に資する空気調和設備の導入、更新又は適切な活用を検討すること。

3　その他電気使用貨物輸送事業者が取り組むべき電気需要平準化に資する措置

電気需要平準化時間帯において、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成十八年経済産業省国土交通省告示第六号）に掲げる事項に重点的に取り組み、エネルギーの使用の合理化を図ることを通じて、電気需要平準化の促進に努めること。

○国土交通省告示第三十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百七十号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第三号）の施行に伴い、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準等の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部改正）

第一条　建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

別添四の１．の二中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正）

第二条　電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十一年国土交通省告示第三百五号）の一部を次のように改正する。

１中「エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく登録建築物調査機関等に関する省令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令」に改める。